

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化（担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用の案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として市に設置されています。

現体制の川崎市農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和5年7月18日の任期満了に伴い改選されます。7月19日からの農業委員・農地利用最適化推進委員の選任に向けて、下記日程で農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。地区や団体からの推薦も受け付けます。

【募集期間】

令和5年1月上旬～令和5年2月上旬

※日程、申込方法等の詳細は決まり次第、ホームページ等でお知らせします

農業委員会 860-2461

～農業者年金の制度が改正されました～

① 35歳未満の方は月額1万円から加入できるようになりました。

本年1月から、35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は1万円からでも通常加入が可能になりました。

② 年金の受給開始時期を、ご自身で選べるようになりました。

本年4月から、農業者年金の受給開始時期はご自身で選択できるようになりました。受給開始を選べる期間は次の通りです。

（農業者老齢年金：65歳から75歳、特例付加年金：65歳以上）



農業者年金基金のHP

③ 加入できる年齢が引き上げられます！

本年5月から、農業に従事（年間60日以上）し、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになりました。

詳細は農業者年金基金のホームページをご確認ください。

農業委員会 860-2461

農薬を使用する場合の注意点

無風時や近隣に影響が少ない日を選び、農薬の飛散防止に努めてください。

また、農薬取締法により登録された農薬を、容器に記載されている方法で使用し、農薬散布中や、散布直後は人が入らないようご注意ください。

住宅地等で使用する場合は、**農薬散布の目的・日時などを事前に周知するよう**にしてください。



農業振興課農政係 860-2462

学校給食の食材提供にご協力をお願いします



本市では市立中学校の完全給食が実施され、なかでもJAセシサ川崎のご協力により、市内産農産物「かわさきそだち」を取り入れた献立が生徒に人気となっています。

「かわさきそだち」を取り入れた給食を通じ、市民に対し地産地消の推進、食育教育に繋がることも期待されます。

今後も学校給食への食材提供にご理解・ご協力をお願いします。

農業振興課振興係 860-2462

みのり
農の達人

川崎市農政情報誌

発行 川崎市都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7
電話 044-860-2462
FAX 044-860-2464
E-mail
28nogyo@city.kawasaki.jp

農業ちゃん
©中本竹識

特定生産緑地指定の受付を開始します

平成29年（2017年）の生産緑地法の改正により、税制優遇を延長する特定生産緑地制度が導入され、多くの生産緑地が指定から30年の期限を迎える本年（令和4年（2022年））に向け、特定生産緑地への移行（指定申出）について、ご案内してまいりました。その結果、申出期限を迎える生産緑地のうち、特定生産緑地指定の申出は、令和元年度からの合計で約95%（面積ベース）となりました。

引き続き、**生産緑地指定から30年期限を迎える5年前から、特定生産緑地の指定申出を受け付けてまいります**ので、お持ちの生産緑地について指定年を今一度、ご確認ください。本年度の特定生産緑地指定申出対象の方には、本年8月に通知文を発送しております。

30年期限までに指定を受けないと・・・

- 期限日を迎えた翌年以降、固定資産税が5年かけて徐々に上昇し、**宅地並み**になります。
- 期限日後は、主たる従事者の死亡・故障がなくても買取り申出が可能となります。
- 次代の相続の際に、**相続税納税猶予制度の適用を受けられません**。

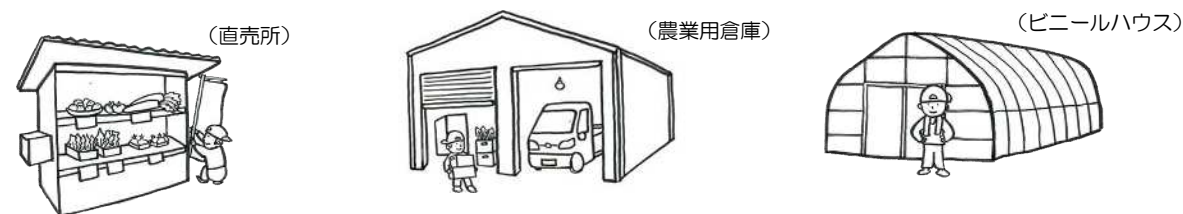
【受付期間】令和4年11月21日（月）～令和5年1月20日（金）
（年末年始の12月29日～1月3日、土日、祝日を除く）

【時間】午前8時30分～正午、午後1時～5時

【場所】川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセシサ梶ヶ谷ビル2階

生産緑地で耕作以外のことをする場合は手続きが必要です

生産緑地地区内では、農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、**あらかじめ市長の許可を受け、行為を行うことができます**。（例えば、以下のようなものです。）



必要な手続きをご案内しますので、生産緑地地区内で耕作以外のものを計画するときには予めご相談ください。

農地課保全係 860-2461

生産緑地は指定後 30 年を迎えると取扱いが変わります

指定後 30 年を経過しても生産緑地は自動的に解除されません！

特定生産緑地に指定されなかった生産緑地については、引き続き生産緑地地区としての位置付が継続されます。ただし、買取り申出はいつでも可能となります。生産緑地を宅地等に転用する場合には、当該生産緑地における所有者が買取り申出を行い、市長の買取りの判断および農業者へのあっせんの手続きを経て、行為制限の解除がなされる必要があります。

したがって、買取り申出の後、行為制限の解除がなされるまでは、従来どおり、**建築行為の規制や農地としての管理義務が生じます。**

●生産緑地買取り申出方法が変わります

30年の経過を理由とする買取り申出が、いつでもできるようになります。

- **30年経過後も生産緑地は自動的に解除されることはありません。**
- **生産緑地の解除（行為制限の解除）には買取り申出が必要**であることは変わりません。
- 農業委員会の発行する主たる従事者証明の添付は不要です。

●固定資産税、都市計画税の扱いが変わります

固定資産税、都市計画税については、農地課税から宅地並み課税に変わります。

- 5年をかけて宅地並み課税になります。

●相続税等の扱いが変わります

次の相続人については相続税・贈与税納税猶予が適用されません。

○生産緑地としての位置付けは変わりません

引き続き生産緑地としての管理義務が生じます。

- **30年経過後も生産緑地は自動的に解除されることはありません。**

○現在適用している相続税猶予制度は変わりません

買取り申出を行い、宅地等へ転用する場合は、相続税及び利子税の支払いが必要です。

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律の扱いは変わりません

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による生産緑地の貸借は引き続き可能です。

生産緑地は貸すこともできます

平成 30 年に施行された『都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）』と税制改正により、納税猶予制度を受けたまま、期間を限定して生産緑地を人に貸したり、市民農園を開設できるようになりました。

ご自身やご家族での生産緑地の管理が難しいなど、管理に悩んでいる生産緑地がある場合は、農地課までご相談ください。

農地課保全係 860-2461

貸し農園・体験型農園を開設しませんか？

●農業者が自ら開設する農園は、次の2つがあります。

■市民ファーマーリング農園（区画貸し農園）

農業者等が開設する区画貸しの農園
⇒農業委員会の許可が必要です。

■体験型農園

農業者自らが園主となり、利用者が園主の指導のもと、植付けから収穫までを行う農園
⇒農業委員会の許可は不要です。

●農園の開設には、次のようなメリットがあります。

- 農地を利用者に貸す、又は手を借りることにより、耕作にかかる労力を減らすことができる
- 安定した収入が得られる

農園開設手続きの支援等を行っていますので、ご相談ください。

農業振興課振興係 860-2462

人・農地プランの改定に御協力をお願いします

1 人・農地プランとは

人・農地プランとは、農地の担い手への集約等を図る計画のことで、高齢化や農業者減少により農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業を担う次の世代が、効率的な農地利用を行えるように、国の制度に基づき全国的に各自治体が策定しています。

プラン策定にあたっては、地域での話し合いにより、地域の中心的な経営体、将来の農業のあり方などを明確化し、市が公表することとされており、本市では現在、宮前区等の向丘地区が対象区域となっています。

2 お願い

担い手に農地を集約することは、農地の効率的な活用に効果的であるとともに、人・農地プランの対象区域であることが、国の交付金等の要件とされるケースが増えているため、既存の**プランの広域化を検討したいと考えております**。改定にあたりましては、本年9月に実施した川崎市農業実態調査を活用するとともに、協議の場を設けますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

※「人・農地プラン」の名称は、国の制度改正により、「地域計画」の名称になる予定です。



川崎市 HP
人・農地プラン
(向丘地区)



国 HP
人・農地プランから
地域計画へ

農業振興課振興係 860-2462

農業生産振興対策事業について

本市では、生産緑地及び市街化調整区域の農地の高度利用や多様な営農展開を促進することによる農業経営の安定、都市農地の適正な保全を目的として、鉄骨造の温室の設置や多目的防災網等の新規導入などに対し補助金を交付しています。来年度は、令和5年4月1日から一定期間、申請受付予定です。

また、農業施設整備事業において、新たに「就農促進のための園芸施設等の設置」及び「新規就農促進のためのほ場整備」を補助対象としました。公募については詳細がきまり次第、市 HP でご案内しますので、活用についてご検討ください。

農業技術支援センター 945-0153

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります

令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。

このインボイスは、税務署長の登録を受けた事業者のみ発行できるようになり、免税事業者はインボイスを発行することができません。

インボイス制度が開始されるにあたり、農業者の皆様にも影響が生じる場合がありますので、制度のポイント等をご確認ください。

詳しい内容は、ホームページ等をご覧ください。



農林水産省
「消費税のインボイス制度について」



国税庁
「インボイス制度特設サイト」

農業振興課農政係 860-2462